

人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関する指針

2025年3月6日

I.はじめに

人生の最終段階（終末期）においては、本人の意思が一番重要であり、その意思を尊重した医療・ケアを提供する中で、尊厳ある生き方を実現していかなければならない。そのために、患者とその家族が医療・ケアチームの話し合いのもと、患者の意思と尊厳が尊重され、穏やかな終末期を過ごせるよう支援していく。

II.基本方針

当院は医療・ケアチームにより、可能な限り疼痛やその他の不快な症状を十分に緩和し、本人・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療・ケアを行う必要があると考える。患者本人およびその家族や代理人とのコミュニケーションを通して、皆が共に納得できる合意形成とそれに基づく選択・決定を目指す。

ただし、生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は、当院では行わない。

III.人生の最終段階における医療・ケアの方針の決定手続き

厚生労働省から示された「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿って行う。

1.本人の意思が確認できる場合

①方針の決定は、患者の状態に応じた専門的な医学的検討を経て、医師等の医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされることが必要である。そのうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人により意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行う必要がある。

②時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて本人の意思が変化しうるものであることから、医療・ケアチームにより、適切な情報の提供と説明がなされ、本人が自らの意思をその都度示し、伝えることができるような支援が行われることが必要である。この際、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性もあることから、家族等も含めて話し合いが繰り返し行われることも必要である。

③「私の医療に対する希望（人生の最終段階における医療）」に希望を記載。

④このプロセスにおいて話し合った内容はその都度カルテに記録する。

2.本人の意思が確認できない場合

①本人の意思確認ができない場合には、次のような手順により医療・ケアチームの中で慎重な判断を行う。

②家族等が本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとっての最善

の方針をとることを基本とする。

③家族等が本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、本人に代わる者として家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

④時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じてこのプロセスを繰り返し行う。

⑤家族等がない場合および家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合には、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。

⑥「私の医療に対する希望(人生の最終段階における医療)」にご家族等が方針を記載する。

⑦このプロセスにおいて話し合った内容は、その都度カルテに記録する。

3.複数の専門家からなる話し合いの場の設置

上記1および2の場合において、方針の決定に際し、

- ・医療・ケアチームの中で心身の状態等により医療・ケアの内容決定が困難な場合
- ・本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合

- ・人工的水分・栄養補給(AHN)の導入・中止を検討する場合

等については、複数の専門家からなる話し合いの場を別途設置し、医療・ケアチーム以外の者を加えて、方針についての検討および助言を行う。

引用

- ・厚生労働省 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(平成30年)
- ・プライムホスピタル玉島 医療・ケアチーム合意書(2019年)